

2 伊企第 5 0 号
2 伊地交協第 5 号
令和 2 年 9 月 8 日

伊那市地域公共交通会議
伊那市地域公共交通協議会 委員各位

伊那市地域公共交通会議
伊那市地域公共交通協議会
会長（伊那市企画部長）飯島 智

第 2 弾ぐるっとタクシー利用促進キャンペーンに係る書面協議について（依頼）

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。日頃は、地域公共交通政策に格別なるご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 2 年 6 月 1 7 日に開催しました伊那市地域公共交通会議及び伊那市地域公共交通協議会にて承認をいただきました、ぐるっとタクシー利用促進キャンペーンが 9 月末をもって終了を迎えます。コロナ禍における運行ではございますが、利用促進キャンペーンの効果等により、ぐるっとタクシーは多くの皆様にご利用いただいています。

この度、キャンペーン終了に伴う急激な利用者負担増加の緩和を目的として「第 2 弾ぐるっとタクシー利用促進キャンペーン（運賃補助）」の実施について事務局にて企画(案)を作成いたしました。

つきましては、書面による協議をお願いいたします。委員の皆様におかれましては、ご多忙の折大変恐縮ではございますが、内容をご確認いただき、期間内に意見書にてお知らせくださいますようお願い申し上げます。

なお、お知らせがない場合は、本件についてご承認いただけたものとさせていただきます。

記

1 協議事項

(1) 第 2 弾ぐるっとタクシー利用促進キャンペーン（案）の実施について

○利用促進キャンペーン（案）の概要

①実施目的：運賃補助による利用喚起

②実施期間：令和 2 年 1 0 月 1 日（木）～令和 2 年 1 2 月 2 9 日（火）

【裏面へ続きます】

③運賃補助の内容：下表のとおり

	通常の運賃		補助券による利用者 の実質運賃負担額
一般	500 円	⇒	200 円
WEB, CATV 予約割引	300 円	⇒	100 円
障害者, 返納者割引	250 円	⇒	

④運賃補助の方法

- ・運賃支払い時に使用できる運賃補助券(仮称)を利用者(登録者)に配布し、利用者は運賃補助後の金額(実質運賃負担額)を支払うこととします。
- ・後日、運行事業者と運賃補助券について精算します。

⑤運賃補助券の配布方法

- ・当書面協議における承認後に全ての利用登録者に郵送にて配布します。
- ・期間中に登録した方には、その都度郵送にて配布します。
- ・希望者には運行車内でも配布し、繰り返しの利用を促します。

(参考) ぐるっとタクシーの利用状況(速報値)

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月
利用件数	245 件	231 件	751 件	708 件	641 件
1 日当たり	11.7 件	12.8 件	34.1 件	33.7 件	35.6 件
乗 合 率	11.8%	12.1%	37.9 件	32.8%	35.6%

2 審査方法

協議事項についてご意見等がございましたら、お手数ですが別紙「意見書」により同封の返信用封筒にて事務局までご提出ください。

※ご提出がない場合は、本件についてご承認いただけましたものとさせていただきます。

3 協議期間

令和2年9月18日(金)まで

伊那市地域公共交通会議・協議会事務局 (伊那市 企画部 企画政策課 企画政策係内) 担 当：福澤、大久保 電 話：0265-78-4111 (内線 2144) F A X：0265-74-1250 e-mail：kij@inacity.jp
